

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
食品産業の発展のための研究開発設備等の供用及び協力に係る
業務実施約款

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
制定 令和7年10月1日

(適用範囲)

第1条 この約款は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第4項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第63号。以下「食品等持続的供給法」という）第14条に規定する研究開発設備等の供用及び協力に係る業務を実施する場合に適用します。

(定義)

第2条 この約款において「認定事業者」とは、認定安定取引関係確立事業者（食品等持続的供給法第7条第1項に規定する認定安定取引関係確立事業者をいい、同法第6条第3項第2号に掲げる者を含む。）、認定流通合理化事業者（食品等持続的供給法第8条第7項に規定する認定流通合理化事業者をいい、同条第3項に規定する措置を行う者を含む。）、認定環境負荷低減事業者（食品等持続的供給法第9条第8項に規定する認定環境負荷低減事業者をいい、同条第3項に規定する措置を行う者を含む。）及び認定消費者選択支援事業者（食品等持続的供給法第10条第7項に規定する認定消費者選択支援事業者をいい、同条第3項に規定する措置を行う者を含む。）を認定事業者とといいます。

2 この約款において「研究開発設備等」とは、農研機構が保有する研究開発に係る設備等（施設、設備、機器、装置又はプログラムをいう。）及び土地のうち、別紙1に示すものをいいます。

3 この約款において「供用」とは、食品等持続的供給法第14条第1項から第4項までの規定に基づき農研機構が行う研究開発設備等の供用をいいます。

4 この約款において「協力」とは、第3条第1項に規定する業務の実施に際し、第3条第2項及び第3項、第4条第1項及び5条に規定する業務を行うことをいいます。

5 この約款において「利用者」とは、第6条第3項の決定受入書を提出し、農研機構との間で契約を締結した認定事業者をいいます。

6 この約款において「利用希望者」とは、供用及び協力の実施を希望する認定事業者であって、農研機構との間で契約を締結していない者をいいます。

7 この約款において「役職員等」とは、農研機構の役員、職員及び契約職員並びに農研機

構の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者をいいます。

- 8 この約款において「知的財産権」とは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構知的財産権実施規程（13 規程第 42 号。以下「知的財産権実施規程」という。）第 2 条に規定する権利、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他の知的財産（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の知的財産をいう。）に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。
- 9 この約款において「秘密情報」とは、農研機構又は利用者が相手方に開示した技術情報及び自己の事業に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものを含む。）及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、開示後 30 日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうへ秘密である旨通知されたものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - 一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
 - 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - 三 相手方から情報を知得した時点で既に自己が保有していたことを書面により立証できる情報
 - 四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できる情報
 - 五 相手方から開示を受けた後、相手方が秘密である旨示した情報によらず、独自に創出した情報
 - 六 相手方から書面により開示の承諾を得た情報
 - 七 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられた情報
- 10 この約款において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、プログラム等の著作権又は回路配置利用権の対象となるものについては創作を、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成を、ノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいいます。

（設備・機器及び作業用スペースの貸与並びに注意事項説明）

- 第 3 条 農研機構は、利用者が希望する場合には、研究開発設備等を利用者に供用することができます。
- 2 農研機構は、利用者が希望する場合には、供用及び協力を受けるに当たり必要な作業スペースを利用者に貸与することができます。
 - 3 農研機構は、研究開発設備等の操作及び運転方法等に関する注意事項説明を利用者に実施することができます。

(専門家派遣)

- 第4条 農研機構は、利用者が希望する場合には、専門家の派遣等により、農研機構が有している技術及び能力を基に行う知見の教示を利用者に実施することができます。
- 2 専門家派遣の終了後又は第11条第3項に基づき中止した場合には、遅滞なく、実施内容及び結果について、別に定める様式により利用者に報告するものとします。
 - 3 農研機構は、原則として、専門家派遣に係る成果を公表しないものとします。ただし、利用者の合意が得られた場合には、公表することができるものとします。
 - 4 農研機構は、前項の規定により専門家派遣に係る成果を公表する場合には、その内容及び時期について、利用者と協議するものとします。
 - 5 農研機構は、本契約において、次の各号に掲げる事項について、明示又は黙示を問わず一切の保証をしないものとします。
 - 一 利用者の要求に合致すること。
 - 二 特定の目的に適合すること。
 - 三 技術の内容に市場性があり実現可能であること。

(その他の協力等)

- 第5条 利用者は、供用及び協力を受けるに当たり、農研機構に登録された知的財産権の開示又は実施許諾を受けることができます。その場合、農研機構と別途、当該開示又は実施許諾に係る契約を締結するものとします。

(実施の可否の決定等)

- 第6条 研究開発設備等の利用希望者は、農研機構と事前相談を行った上で、別に定める申請書を提出してください。
- 2 農研機構は、以下各号に掲げる要件が全て満たされていると認める場合であり、申請を受け入れる場合には、別に定める決定通知書により当該申請を受け入れること及びその条件等を通知します。
 - 一 利用希望者が、反社会的勢力等と関係を有していないこと。
 - 二 利用希望者及び利用目的に関して、安全保障輸出管理上及び情報管理上の懸念がないこと。
 - 三 供用及び協力の実施が、農研機構の研究業務に支障を来すおそれがないこと。
 - 四 供用及び協力の実施が、我が国の産業競争力を損なうおそれがないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、供用及び協力の実施が不相当と認められる特段の事由がないこと。
 - 3 利用希望者は、前項の通知にて供用及び協力の実施が可とされた場合において、その条件等を含めてこれを受け入れるときは、別に定める決定受入書を農研機構に提出してく

ださい。この決定受入書の提出をもって約款に基づく契約（以下「契約」という。）が成立するものとします。

- 4 農研機構は、第2項各号に掲げる要件が満たされていることを認めるに当たり、第三者の意見を聞くことができます。
- 5 農研機構は、第2項各号に掲げる要件のいずれかが満たされない場合には、決定通知書により受入れができないことを通知します。

（利用料等）

第7条 利用者は、供用及び協力を受けることの対価として、農研機構に次の各号に掲げる費用（以下「利用料」と総称する。）を納付しなければなりません。

- 一 設備・機器貸付料（第3条第1項に係る費用）
- 二 作業用スペース貸付料（第3条第2項に係る費用）
- 三 注意事項説明料（第3条第3項に係る費用）
- 四 資材・消耗品費
- 五 光熱水料
- 六 専門家派遣料（第4条第1項に係る費用）
- 七 業務費
- 八 旅費
- 九 その他供用及び協力の実施に当たって要した費用
- 十 間接経費

- 2 利用料の算定基準等については、別紙2に定めるものとします。

（利用料の納付等）

第8条 前条第1項の利用料の納付は、農研機構の経理責任者（会計規程（13規程第26号）第7条第1項に規定する経理責任者をいう。）が発行する請求書により、農研機構が指定する期日までに行なわなければなりません。

- 2 利用者は農研機構が提示した見積額を利用開始前に納付しなければなりません。また、見積額を超える費用を要したとして農研機構から利用終了後に差額の請求書が発行された場合は、納付期限までに差額の精算を行わなければなりません。
- 3 前項の規定に基づき農研機構に納付された利用料が利用者に返還されることはありません。ただし、第11条第3項第2号の規定に基づく中止を命じた場合は、利用料の全部又は一部が利用者に返還されることがあります。
- 4 利用料を返還する場合の返還額の算定方法については、別紙3に定めるものとします。

（実施期間の延長）

第9条 利用者は、供用及び協力の実施期間を延長することを希望する場合には、当該期間

が満了する日の14日前までに、別に定める実施期間延長申請書を農研機構に提出し、その承認を受けなければなりません。

- 2 農研機構は、供用及び協力の実施期間の延長を認める場合には、決定通知書により延長を受け入れることを通知します。

(実施期間の短縮)

第10条 利用者は、供用及び協力の実施期間を短縮することを希望する場合には、当該短縮後の期間の最終日（以下「終了予定日」という。）の14日前までに、別に定める実施期間短縮申出書を農研機構に提出しなければなりません。

- 2 前項の実施期間短縮申請書の提出があった場合には、これに記載された終了予定日をもって契約は終了するものとします。

(停止又は中止)

第11条 農研機構は、研究開発設備等の管理上の事由、天災地変その他やむを得ない事由等により供用及び協力の実施を継続することが困難となった場合には、別に定める停止通知書をもって利用者に通知することにより、供用及び協力の実施を停止することができます。

- 2 農研機構は、前項の供用及び協力の実施の停止の事由が解消された場合には、別に定める再開通知書を利用者に通知することにより、速やかに供用及び協力の実施を再開します。

- 3 農研機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定める中止通知書を利用者に通知することにより、供用及び協力の実施を中止することができます。この中止通知書による通知をもって契約は解除されたものとします。

- 一 前項の供用及び協力の実施の再開が長期間にわたり困難であると見込まれるとき。
- 二 食品等持続的供給法第7条2項（同法第8条第7項、第9条第7項又は第10条第7項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、利用者の事業活動計画の認定が取り消されたとき。
- 三 契約に違反し、又は農研機構の信用を失墜させるなど、利用者に信頼を損なう行為があったと認められるとき。
- 四 利用者が破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けたとき。
- 五 利用者が銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき。
- 六 仮差押命令又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(原状回復)

第12条 利用者は、契約が終了し、又は前条第3項の規定に基づき契約が解除された場合

には、農研機構が指定する期日までに当該研究開発設備等の原状回復を行った上で、農研機構に返納しなければなりません。

- 2 農研機構は、利用者が希望する場合には、利用者から原状回復に要する費用を徴収することにより、利用者の行うべき原状回復を代行することができます。
- 3 農研機構は、利用者が前 2 項のいずれかの方法により原状回復の義務を履行しなかった場合は、利用者に代わり原状回復を行うことができます。この場合、利用者は、農研機構が原状回復に要した費用に加え、損害金として、原状回復が行われなかった期間に係る当該研究開発設備等の貸付料の倍額に相当する金銭を支払わなければなりません。

(報告書の提出)

第 13 条 利用者は、自らが受けた供用及び協力の状況等を別に定める報告書に詳細に記録しなければなりません。

- 2 利用者は、契約が終了し、又は第 11 条第 3 項の規定に基づき契約が解除された場合には、10 日以内に前項の報告書を農研機構に提出しなければなりません。

(遵守事項)

第 14 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- 一 本約款及び決定通知書に記載されている事項
- 二 施設管理者の指示及び研究開発設備等ごとに定められている守るべき事項
- 三 危険を惹起する行為又はそのおそれがある行為を行わないこと。
- 四 日本国の法令に違反する行為を行わないこと。
- 五 研究開発設備等を破損するおそれがある行為を行わないこと。
- 六 農研機構の業務遂行に支障を来す行為又はそのおそれがある行為を行わないこと。
- 七 その他、農研機構の定める事項

(秘密情報の取扱い等)

第 15 条 農研機構及び利用者は、相手方が開示した秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手方の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとします。

- 2 農研機構及び利用者は、秘密情報の管理について、取扱責任者を定め厳重に管理します。
- 3 農研機構及び利用者は、農研機構の役職員等又は利用者の従業員であって供用及び協力を受ける者に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、当該事業者等の役職員等又は利用者の従業員は、農研機構及び利用者が本約款に基づき負うと同様の義務を負うものとします。
- 4 利用者は、農研機構の開示した秘密情報による発明等又は農研機構の開示した秘密情報を含む発明等を創製した場合には、直ちに農研機構にその旨を通知するものとし、農研

機構及び利用者は当該発明等の取扱いについて協議することとします。

- 5 利用者が農研機構に開示する秘密情報は、研究開発設備等の利用目的に照らし必要最小限の範囲に留めなければなりません。
- 6 利用者は、盗聴、盗撮、リバースエンジニアリングその他の正当ではない手段を用いて、農研機構又は他の利用者等の第三者の技術情報にアクセスする行為を行ってはなりません。
- 7 農研機構及び利用者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方の秘密情報を漏洩した場合には、相手方が被った損害（合理的な弁護士費用を含む。）の賠償責任を負い、相手方の秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、相手方の秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとします。

（成果の帰属）

第16条 利用者が供用及び協力を受けることにより得られた知的財産権は、原則として利用者に帰属するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、農研機構及び利用者は協議することとします。

- 一 農研機構から第4条第1項に規定する専門家派遣を受けた場合
 - 二 当該知的財産権が研究開発設備等若しくは農研機構が予め用意したその操作、運転等の方法に係るものである場合
 - 三 農研機構からデータの提供を受けた場合
- 2 前項において、農研機構と利用者との協議により、供用及び協力を受けることにより得られた知的財産権の一部又は全部が農研機構に帰属することとなった場合には、その取扱いについて別途契約により定めることとします。
- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、利用者が供用及び協力を受け、新たに有体物を作成した場合には、当該有体物に農研機構の材料又は試料を用いる場合を除き、当該有体物は利用者に帰属するものとします。
- 4 利用者は、供用及び協力を受けることにより第1項の協議の対象となる発明等を創製した場合には、農研機構に報告するものとします。

（データの共有）

第17条 農研機構が指定する設備・機器から得られるデータは、原則として利用者と農研機構で共有するものとします。

- 2 農研機構が指定する設備・機器については、収集するデータ項目とその使用目的を農研機構のウェブページに掲載し、使用目的以外に当該データを使用しないこととします。

（事故処理）

第18条 利用者は、供用及び協力を受けている間に事故、緊急事態等が発生した場合には、

直ちに農研機構に通報し、その指示に従わなければなりません。

(免責)

第 19 条 農研機構は、供用及び協力の実施に伴い発生した事故及び事件等に起因して利用者又は第三者に生じた損害について、農研機構の故意又は重大な過失による場合を除き、損害賠償責任を含む一切の法的責任を負いません。

2 農研機構は、研究開発設備等の故障、不具合等により生じた利用者及び第三者の損害について、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負いません。

3 農研機構は、第 11 条第 1 項の規定に基づく供用及び協力の実施の停止又は同条第 3 項の規定に基づく供用及び協力の実施の中止により利用者が生じた損害について、一切の責任を負いません。

4 農研機構は、利用者が持ち込んだ機器、試料等の滅失又は毀損に対しては、農研機構の故意又は重大な過失による場合を除き、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負いません。

5 利用者の研究開発設備等の利用行為、供用及び協力を受けることにより創出した成果又は当該成果を用いた利用者の製造販売等の行為が、第三者の権利を侵害するとして請求がなされた場合には、利用者は自らの費用と責任により当該紛争を解決するものとし、農研機構は損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負いません。

6 農研機構が損害賠償責任を負う場合には、その範囲は直接及び通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、特別損害及び間接損害は含みません。

(弁償義務)

第 20 条 利用者は、研究開発設備等を損傷し、汚損し又は農研機構の建物等の環境を害した場合には、農研機構の求めに応じて、その修復又は金銭による賠償をしなければなりません。

2 利用者による研究開発設備等の利用行為に起因して又は関連して第三者が損害を受けたとして、第三者から農研機構に請求がなされた場合には、利用者は当該請求により農研機構に発生した費用及び損害を負担するものとします。

3 前項の規定は、前条第 5 項の利用者の利用行為、供用及び協力を受けることより創出した成果又は当該成果を用いた利用者の製造販売等の行為が、第三者の権利を侵害するとして第三者から農研機構に請求がなされた場合に準用されるものとします。

(契約の有効期間)

第 21 条 本契約は、決定通知書に記載した期間に限り有効とします。ただし、本約款中、第 15 条の規定は期間終了後 5 年間有効とし、第 16 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 29 条及び第 30 条の規定は期間終了後も有効とします。

(製造物責任等)

第 22 条 農研機構及び利用者は、利用者が供用及び協力を受けて行う製造については、専ら利用者が製造者としての責任を負うものであることを確認するものとします。

2 農研機構及び利用者は、利用者が供用及び協力を受けて製造した製造物及びその製造方法について、農研機構が製造物責任を含む一切の法的責任を負わないことを確認するものとします。

3 利用者が供用及び協力を受けて製造した製造物及びその製造方法のために農研機構が損害を負った場合は、利用者は、その額を農研機構に賠償しなければなりません。

4 第 20 条第 2 項の規定は、利用者が供用及び協力を受けて製造した製造物について、第三者から農研機構に製造物責任があるとして請求がなされた場合に準用します。

(無断利用)

第 23 条 利用者は、決定通知書に記載した期間を超えて研究開発設備等を利用することはできません。

2 利用者が農研機構の書面による同意を得ることなく、決定通知書に記載した期間以外に研究開発設備等を利用した場合には、利用者は、農研機構に対して、使用損害金として、当該期間に係る、設備・機器貸付料及び作業用スペース貸付料の合計額の倍額に相当する金銭を支払わなければなりません。

(譲渡の禁止)

第 24 条 利用者は、農研機構の事前の書面による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務を譲渡し、移転し、又は担保に供してはなりません。

2 前項に反して、利用者が本契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務を譲渡し、移転し、又は担保に供したことにより農研機構に費用負担又は損害が生じた場合には、利用者は、農研機構に対して、合理的な弁護士費用を含む費用を支払い、損害を賠償する義務を負わなければなりません。

(労働安全衛生)

第 25 条 利用者は、供用及び協力を受けるに当たり、労働災害の防止並びに労働者の安全及び健康の確保に努めなければなりません。

(防火、防災)

第 26 条 利用者は、供用及び協力を受けるに当たり、提供研究施設等の防火及び防災に努めなければなりません。

(許可申請、届出等)

第 27 条 事業者は、供用及び協力を受けるに当たり、法令、条例及び地方公共団体の規則に定めのある必要な許可申請、届出等を行わなければなりません。

(安全保障輸出管理関連法令の遵守)

第 28 条 利用者は、約款に基づき農研機構より提供又は開示(以下、あわせて本条において「提供等」という。)を受けた情報及び資料(複製物を含む。)並びに供用及び協力を受けて創出した成果(以下、あわせて本条において「貨物又は情報等」という。)を、輸出又は外国における提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成 4 年 12 月 21 日付 4 貿局第 492 号。)の 1(3)サ①、②又は③に該当する居住者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとします。

2 利用者は、貨物又は情報等を大量破壊兵器等及び通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵等並びに軍事用途並びにその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用する意思が明らかである第三者に対して提供等を行わないものとします。

(約款の変更)

第 29 条 本約款を変更する場合には、本約款に特に定めない限り、既に締結された契約にも変更後の本約款が適用されるものとします。

2 本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容、その効力発生時期等について、農研機構のウェブページに掲載します。

(準拠法)

第 30 条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

(合意管轄)

第 31 条 農研機構及び利用者は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2 前項の規定にかかわらず、個人である利用者の住所地が日本国外にあるとき又は法人である利用者の本店所在地が日本国外にあるときは、利用者及び農研機構の本約款又は供用及び協力に関する紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会において、当該機関の仲裁規則に基づく仲裁によってのみ解決されるものとします。その仲裁判断は終局的なものであり、利用者と農研機構双方に対して拘束力を持つものとします。仲裁に要する費用(代理人・弁護士費用を含む)は仲裁判断に特段の定めのない限り、敗訴側が負担するも

のとします。

(その他)

第32条 本約款に関し疑義が生じた場合又は本約款に記載のない事項若しくはその取り決め等については、農研機構と利用者で誠意をもってその都度協議するものとします。

附則

この約款は、令和7年10月1日から施行する。

別紙 1

研究開発設備等一覧

設備・機器

No.	所在地	名称	用途	備考
1	茨城県つくば市	高圧処理装置 (TFS6-50, TFS2-500)	食品を液体に浸した状態で数千気圧(数百 MPa)以上の圧力で高圧処理する装置。600 MPa での処理では、風味・成分を保持しつつ加熱することなく殺菌できるため、ジュース、肉製品等の製造に使用できる。100 MPa での処理では、効率的に調味液を含浸させつつ加熱することで、各種エキスの製造の他に、生食感・風味を活かした長期冷蔵保存可能なコンポートの製造に使用できる。	専門家の派遣を必須とする
2	茨城県つくば市	マイクロ波減圧乾燥機 (μ Reactor Ex)	水の沸点が低下する減圧下でマイクロ波を照射することにより食材を乾燥する装置。果実等の農林水産物の乾燥に適しており、低温で迅速に乾燥することができる。さらに、予備凍結との組合せにより、従来の熱風乾燥と比べて収縮や変形が少なく、フリーズドライに近い品質の乾燥品を製造することが可能。	専門家の派遣を必須とする

3	茨城県つくば市	<p>ヒト胃消化シミュレーター (イーピーテック 連続型ヒト胃消化シミュレーターシステム, EP3-2872)</p>	<p>ヒトの胃の下部（幽門部）や胃壁のぜん動運動、胃内容物の流動を再現する装置。食品、人工唾液および人工胃液から構成される胃内容物の消化過程を観察・評価可能。農産物や加工食品の胃内消化性の評価に利用されている。</p>	<p>専門家の派遣を必須とする</p>
---	---------	---	---	---------------------

別紙2

研究開発設備等利用料の項目及び算定基準（第7条及び第8条関係）

供用及び協力を実施するに当たって利用者から徴収する利用料の項目及びその算定基準は、次のとおりとする。

【設備・機器貸付料】

設備・機器貸付料は、次の算式により求められる額とする。

$$\text{貸付料} = (\text{償却費} + \text{年間維持管理費}) / 365 \times \text{供用日数}$$

（注）年間維持管理費は、保守契約に係る年間費用及び前年度に要した修理費用の合計額とする。

【作業用スペース貸付料】

作業用スペースの貸付料は、次の算式により求められる額とする。

$$\text{貸付料} = \text{不動産管理規程（13規程第52号）第16条の規定に基づく不動産の貸付料年額} / 365 \times \text{供用日数}$$

【注意事項説明料】

注意事項説明料は、機械の操作説明、注意事項の伝達等を行う際の経費とし、1時間当たりの単価（3,000円）に、従事人数と従事時間を乗じて得た額とする。

【資材・消耗品費】

資材・消耗品費は、実験を実施するに当たって使用する資材、消耗品費の合計額相当とする。

【光熱水料】

光熱水料は、実験を実施するに当たって使用した電気料、ガス料、水道料、実験用清水使用料、実験用廃水処理料及び暖房料の合計額相当とする。

【専門家派遣料】

専門家派遣料は、対応者に応じて決定する次の区分に応じた1時間当たりの単価に、従事人数と従事時間を乗じて得た額とする。

業務クラス1 50,000円/時

業務クラス2 40,000円/時

業務クラス3 30,000円/時

業務クラス4 20,000円/時

【業務費】

業務費は、専門家派遣を実施するに当たって直接必要となる補助職員等の賃金、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料損料、雑役務費、備品費等の合計額相当とする。

【旅費】

旅費は、専門家派遣を実施するに当たって職員が出張する際に必要となる経費とし、旅費規程（18規程第92号）に基づき算定した額とする。

【その他供用及び協力の実施に当たって要した費用】

供用及び協力の実施に当たって、上記項目以外に費用を要した場合は、実費相当額を徴収する。

【間接経費】

間接経費は、各費用の合計額に15%を乗じた額とする。

別紙 3

利用料を返還する場合の返還額の算定方法

【返還額の算定方法】

返還額は、次の算式により求められる額とする。

返還額 = 農研機構に納付した利用料の額 - 精算基準額 (※①)

(注) ただし、求められた返還額に円未満の端数がある場合はそれを切り捨て、返還額が 10,000 円未満の場合は返還しない。

※①「精算基準額」は、次の算式により求められる額とする。

精算基準額 = (A (※②) + B (※③) + C (※④)) + 間接経費 (※⑤)

※②「A」は、解約日までの期間に相当する貸付料（設備・機器貸付料及び作業用スペース貸付料の日割相当額（これらの利用料の項目の合計額を契約期間の全日数で割った額）に契約期間の開始日から解約日までの日数を乗じて得た額とする。）

※③の「B」は、農研機構が既に実施した注意事項説明料及び専門家派遣料

※④の「C」は、農研機構が既に費消した資材・消耗品費、光熱水料、業務費、旅費及びその他供用及び協力の実施に当たって要した費用

※⑤の「間接経費」は、(A + B + C) の額に対する間接経費